

坂東市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

15人（次表のとおり地区ごとに募集します。）

地区名	担当区域	人数
岩井	岩井、辺田、鵜戸、みどり町	1人
弓馬田	弓田、馬立、幸田	1人
飯島	庄右衛門新田、大口新田、猫実新田、神田山新田、幸田新田、勘助新田、平八新田、大馬新田	1人
神大実	神田山、猫実、大口	1人
七郷	矢作、法師戸、大崎、大谷口、小泉、中里、下出島	1人
中川	長谷、桐木、小山、蕨打	1人
長須	長須、木間ヶ瀬、古布内	2人
七重	半谷、富田、駒跼、借宿、上出島、みむら、寺久	2人
生子菅	生子、生子新田、菅谷	1人
逆井山	逆井、山	2人
沓掛内野山	沓掛、左平太新田、栗山新田、孫兵衛新田、内野山	2人

2 任期

坂東市農業委員会が委嘱する日（令和9年4月予定）から令和12年3月21日まで

3 身分

特別職の地方公務員（非常勤）

4 職務内容

（1）農業委員会への提言

（2）農業委員と連携した農地利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進など）に係る諸活動、現地調査等

(3) その他活動の内容を月ごとに記録した活動記録簿の提出

(4) 全国農業新聞の普及に関すること など

5 報酬

坂東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれにも該当しないものとします。

(1) 坂東市が設置する附属機関等の委員又は坂東市の職員

(2) 未成年者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦をするものの範囲

農業者（18歳以上）、農業者が組織する団体その他の関係者

8 推薦及び応募方法

次の(1)の申請書に必要事項を記入の上、(2)の添付書類を添えて、持参又は郵送により提出してください。また、同時に募集する農業委員と併せて推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

(1) 申請書様式 個人が推薦する場合 様式第1号

法人又は団体が推薦する場合 様式第2号

自ら応募する場合 様式第3号

申請書は、次の窓口に備え付けるほか、市ホームページからダウンロードできます。

備付窓口	所在地
坂東市農業委員会事務局（市役所 2 階）	坂東市岩井 4 3 6 5 番地
さしま窓口センター（猿島福祉センター 「ほほえみ」内）	坂東市山 2 7 2 1 番地

（２）添付書類

- ア 推薦を受ける者又は応募する者が市外在住である場合は、本籍記載で発行後 3 か月以内の当該者の住民票
- イ 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者である場合は、証明する書類の写し
- ウ 推薦をするものが法人又は団体の場合は、その定款又は規約及び活動内容等が分かるパンフレット等

9 受付期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 3 1 日（月）まで（必着）。

また、持参する場合は、市役所開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までに提出してください。

なお、推薦及び応募の状況により、受付期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に市ホームページ等によりお知らせします。

1 0 推薦及び応募状況の公表

推薦及び応募の状況について、受付期間の中間及び終了後に市ホームページに掲載します。掲載内容は、申請書に記載されている候補者及び推薦者の住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項となります。

1 1 選考

提出された書類を基に選考します。ただし、必要に応じて面接等を行う場合があります。

1 2 結果の公表

結果については、令和 9 年 3 月末に市ホームページにより公表します。
なお、結果に係る通知文書等の発送は行いません。

1 3 問合せ・応募書類の提出先

坂東市農業委員会事務局（坂東市役所 2 階）

〒306－0692 坂東市岩井4365番地

0297－21－2206（直通電話番号）